

# とよなか起業・チャレンジセンター施設利用規則

## (目的)

第1条 この規則は、とよなか起業チャレンジセンター運営協議会（以下「運営協議会」という。）が、とよなか起業チャレンジセンター（以下「センター」という。）を利用する者（以下「利用者」という。）に対して、必要な事項を定めることで、センターの円滑な運営を図ることを目的とする。

## (利用者資格)

第2条 利用者は、センターにおいて、センター運營業務受託者の支援を利用しながら起業をめざす、又はすでに事業をし、新事業の創出・新分野への進出をめざす者とする。

2 利用者は、センターの運営に協力するものとする。

## (利用者の義務)

第3条 利用者は、センターを利用するにあたり、以下の行為をしてはならない。

- (1) 運営協議会やセンター運營業務受託者、他の利用者、隣接施設の利用者及び周辺住民に危険又は迷惑を及ぼす行為をすること。
- (2) センターの維持・保全を害すること。
- (3) センター内で火気・化学薬品等を使用すること。
- (4) センター内に工作、模様替え又は造作をすること。
- (5) 運営協議会の許可を得ず、センター内にチラシ等を配架すること。
- (6) センターの運営及び起業支援の実施に支障を及ぼす行為をすること。
- (7) その他、運営協議会やセンター運營業務受託者の指示に従わない行為をすること。

## (その他)

第4条 この規則の改正・変更等は運営協議会が行うものとし、その効力及びその他運営協議会が定める事項についての効力はすべての利用者に及ぶものとする。

附則 この規則は、令和3年（2021年）4月1日から施行するものとする。